

定例教育委員会議案等の概要

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考						
専決第2号	<p>1 件 名 茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則制定の専決について</p> <p>2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 一般職の給与改定に準じて、茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則について、所要の改正をする必要があったが、特に緊急を要するため教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、令和6年12月11日に専決をもって改正したので、報告するもの</p> <p>3 内 容 (1) 改正の趣旨 一般職の給料表の改正及び国の技能労務職員の俸給表の改正を踏まえて給料表を改正 (2) 改正の概要 一般職の改正に準じて現業職給料表（一）及び現業職給料表（二）を引き上げる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">給料表</th> <th style="width: 50%;">対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現業職給料表（一）</td> <td>学校用務員など船舶員以外の職に適用</td> </tr> <tr> <td>現業職給料表（二）</td> <td>海洋高等学校の船舶員に適用</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施行日 公布の日（令和6年4月1日に遡って適用）</p> <p>4 提 案 課 総務企画部総務課</p>	給料表	対象職員	現業職給料表（一）	学校用務員など船舶員以外の職に適用	現業職給料表（二）	海洋高等学校の船舶員に適用	資料 番号 ①
給料表	対象職員							
現業職給料表（一）	学校用務員など船舶員以外の職に適用							
現業職給料表（二）	海洋高等学校の船舶員に適用							

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考										
専決第3号	<p>1 件 名 茨城県指定有形文化財の指定の専決について</p> <p>2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 茨城県文化財保護審議会の答申を受け、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年教育委員会訓令第5号）第3条第1項の規定に基づき、専決をもって行った県文化財の指定について、同条第2項の規定に基づき報告するもの</p> <p>3 内 容 指定した物件は以下のとおり</p> <p>茨城県指定有形文化財</p> <table border="1" data-bbox="375 969 1287 1256"> <thead> <tr> <th>記号番号</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>所在地</th> <th>所有者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>考第33号</td> <td>十五郎穴横 穴群出土品</td> <td>一括</td> <td>ひたちなか市 中根 3499 ひたちなか市 埋蔵文化財調 査センター</td> <td>ひたちなか 市</td> </tr> </tbody> </table> <p>指定日：令和6年12月26日</p> <p>4 提 案 課 総務企画部文化課</p>	記号番号	名称	数量	所在地	所有者	考第33号	十五郎穴横 穴群出土品	一括	ひたちなか市 中根 3499 ひたちなか市 埋蔵文化財調 査センター	ひたちなか 市	資料 番号 ②
記号番号	名称	数量	所在地	所有者								
考第33号	十五郎穴横 穴群出土品	一括	ひたちなか市 中根 3499 ひたちなか市 埋蔵文化財調 査センター	ひたちなか 市								

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第42号議案	<p>1 件 名 茨城県立図書館管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 資料の円滑な利用促進のため、返却を延滞した場合の対応方法を改めるに当たり、所要の改正をするもの</p> <p>3 内 容 （1）改正の趣旨 資料の返却を延滞した場合の対応方法を見直すに当たり、茨城県立図書館管理規則において、延滞をした場合の利用制限等について規定するもの （2）改正の概要 資料の返却を延滞した利用者等に対し、資料の利用制限等を行うことができる等の規定を追加する。 （3）施行日 令和7年2月1日</p> <p>4 提 案 課 総務企画部生涯学習課</p>	資料 番号 ③